

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】令和4年1月24日(2022.1.24)

【公開番号】特開2017-90032(P2017-90032A)

【公開日】平成29年5月25日(2017.5.25)

【年通号数】公開・登録公報2017-019

【出願番号】特願2016-159884(P2016-159884)

【国際特許分類】

F 26B 3/06(2006.01)

10

F 26B 23/00(2006.01)

C 10J 3/02(2006.01)

【F I】

F 26B 3/06

F 26B 23/00 A

C 10J 3/02 G

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年6月28日(2021.6.28)

20

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

リアクター6は、従来技術から様々な実施形態で知られていることから、冗長さを避けるために、この時点では詳細に説明しない。そのリアクター6から少なくとも一つの生成ガスライン7が導出されており(図面では、全く概略的に、底部から出ているが、多くの場合、存在する領域よりもさらに上から出る)、それにより該生成ガスは、さらなる使用のために輸送されることだけが把握されるべきである。この使用は、ここでは少なくとも一つのモジュラー式熱併給発電機(BHKW)を含む。

30

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

01 供給ライン

02 気密なエアロック

03 乾燥バンカー

04 気密なエアロック

05 中間ライン

06 リアクター

07 生成物ライン

08 加熱空気ライン

09 排気ライン

10 外部加熱

40

BHKW モジュラー式熱併給発電機

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

50

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ガス生成リアクター(6)の原料として使用されるウッドチップであり、その生成ガスが、少なくとも部分的にモジュラー式熱併給発電機(BHKW)中で使用される、該ウッドチップを乾燥させる方法であって、該BHKWの熱放出によって加熱される、該BHKWを収容する建造物又はハウジングからの空気が、乾燥バンカー(3)中で該ウッドチップを加熱して乾燥させ、及び、該ウッドチップが、第一の気密なエアロック(2)を介して該乾燥バンカー(3)に、そして、第二の気密なエアロック(4)を介して該乾燥バンカー(3)から導入されることを特徴とする、上記の方法。

【請求項 2】

前記加熱された空気が、下方の領域で乾燥バンカー(3)に供給され、そして冷却された湿性空気が、上方の領域で該乾燥バンカーから放出されることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項 3】

前記加熱された空気が、該ウッドチップに対して対向流で動くことを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項 4】

ウッドチップの貯蔵器及びリアクター(6)及び、個々の構成部材を接続し、個々の媒体のためのコンベアを備え、建造物又はハウジング内に配置されたBHKWを備えた、請求項1に記載の方法を遂行するための装置であって、前記貯蔵器とリアクター(6)との間に乾燥バンカー(3)が設けられ、該バンカーは、ウッドチップのために、インレット及びアウトレットのそれぞれが気密性のエアロックを備えており、及び、BHKWの建造物又はハウジングから該乾燥バンカーに至る、BHKWの熱放出によって加熱される空気のための加熱空気ラインが設けられ、そして、該乾燥バンカーが、冷却され、加湿された空気のための少なくとも一つのアウトレットを有することを特徴とする、上記の装置。

【請求項 5】

前記乾燥バンカー(3)において、前記ウッドチップのためのインレット及び前記冷却され、加湿された空気のためのアウトレットが、該装置の上方の領域に配置され、そして、前記ウッドチップのためのアウトレット及び前記加熱された空気のためのインレットが、該装置の下方の領域に配置されることを特徴とする、請求項4に記載の装置。

【請求項 6】

前記乾燥バンカー(3)が、前記リアクター(6)のすぐ隣に配置されることを特徴とする、請求項4又は5に記載の装置。

【請求項 7】

前記乾燥バンカー(3)が、前記リアクター(6)の上に配置されることを特徴とする、請求項6に記載の装置。

【請求項 8】

前記乾燥バンカー(3)がそのエアロック(4)により、前記リアクター(6)の頭部に積載されていることを特徴とする、請求項7に記載の装置。

10

20

30

40

50